

鴨川

迎春



四角いラウンド テーブル法廷

坂元和夫

従来の法廷の構造

Court という言葉を辞書でひいてみると、「中庭、法廷、庭球場」とあります。昔の領主は、館の中庭でテニスや裁判をしていたのでしょうか。今は、裁判は、屋内の法廷で行われています。

わが国の法廷は、正面の一段と高いところに裁判官席（法壇ともいう）があり、そこから見下ろす感じで前方左右に当事者の席があって、中央に証人席があり、仕切り（Bar）の後ろに傍聴席があります。この構造は戦前と同じで、戦後になって変わったのは、裁判官席の背後に掲げられていた菊

の紋章をはずしたことくらいでしょう。

外国と比べてみると、わが国がもともと欧米の法制度を移入したのですから、法廷の構造も同じようなものですが、ドイツは、近年、裁判官席の高さを下げて、当事者席や傍聴席とほとんど同じ平面にしています。

円卓法廷

民事訴訟においては、大時代的な従来の法廷をやめて、訴訟関係者がラウンドテーブル（円卓）を膝突き合わせて囲み、腹藏のない意見交換をしたらどうかという意見は、以前からありました。

最近、民事訴訟の厳格な

手続を緩めて、和やかで発言しやすい雰囲気のもとに効率的な審理を行い、出来るだけ和解で解決しようという考え方が裁判所サイドで強くなりました。弁論兼和解という手法を使うのですが、法廷外の非公開の和解室などの部屋で行うために違法の疑いが持たれています。そこで和解室と同じような雰囲気法廷ならば問題がなからうということ

で、このラウンドテーブル法廷の構想が脚光を浴びるようになりました。

一九九一年一〇月に発行された最高裁の広報紙「司法の窓」に、「ラウンドテーブル法廷」と題する記事が載りました。一〇脚の会議用の椅子によって囲まれた円卓の写真が写っています。これは東京地裁に設置された実際の円卓法廷だのとこのことです。現在では、最高裁は、同様の法廷を全国十数カ所の裁判所に設置したようです。

たしかに、このラウンドテーブル法廷は、「国民に利用しやすく、親しまれる民事訴訟」を実現するという誰にも異存のないキャッチフレーズにマッチしています。また、今のよう法廷は権威主義的だから、民主主義を標榜する日本国憲法のもとでは相応しくないという論者も、その見地からラウンドテーブル法廷に賛成します。

このようにして、法曹界では、ラウンドテーブル法廷に反対する声はあまりきかれませんが、刑事事件には従来の法廷が使われますし、民事事件でもすべての事件をラウンドテーブル法廷で処理しようとするのではなさそうなので、従来の法廷がなくなることはありません。ところが、民事法廷の多くがこの方式に変わるのには時間の問題とみられます。

裁判公開の原則

しかし、ラウンドテー

ブル法廷にも問題がないわけではありません。公開原則との関係です。

フランス革命によって高らかにうたわれた自由主義は、その後、程度の差はあれ世界中に広まりました。自由主義のもとでは、従来の暗黒裁判・密室裁判にかわって、衆人環視のもとで公明正大に裁判を行わせることにより、国民の自由・人権を国家権力から守ろうとする裁判公開の原則が一般的になりました。

ラウンドテーブル法廷の利点を関係者が発言しやすい雰囲気求める考え方は、民事訴訟における公開原則にあまり重きをおかない見解と結びつく傾向があります。第三者がいけない方が関係者が気がおけずに振る舞うことが出来るというわけ

です。この考え方をとる裁判官の中には、口頭弁論を法廷外の裁判官室や和解室で行っても、裁判官が裁判をする

場が法廷であり、ドアを閉

めていても傍聴人が来れば拒まないから公開原則に反しないのだと強弁する人すらいます。このような公開原則無視のやり方は、密室裁判につながると思うべきでしょう。原告や被告は代理人である弁護士を含めて、裁判所にいわば事件を人質に取られているので、裁判官に対して弱い立場におかれています。フェアネス（公明正大）の観念が強いわが国では、裁判の場をなるべく透明にして、衆人環視の環境を作ることが必要なのです。そうでなければ、法律が保障している当事者の権利は画餅に帰してしまいます。

このように公開原則を貫徹する観点から、ラウンドテーブル法廷には法廷であることの表示と傍聴のための設備を設けることが不可欠であり、これが備えられれば問題はないだろうというのが私達のこれまでの認

識でした。

ドイツでの経験

昨秋、私は、日弁連のドイツ民事訴訟視察団に参加し、シュトゥットガルトとケルンの裁判所で法廷傍聴をしました。ドイツでは、公開原則が憲法上の保障ではないので、家庭事件とか企業秘密が問題になる事件は、非公開で審理できるところになっています。そのため、法廷には、「公開」・「非公開」のランプ表示が必ずなされていました。

私達が裁判所内を徘徊するうち、普通の法廷よりもかなり小さそうな法廷があるのに気が付きました。幸い、「公開」のランプが点いていたので、ドアを開けてみると、中は通常の法廷の四分の一くらい広さの部屋で、二メートル余りの正方形のテーブルがあり、数名の人がこれを囲んで何やら話合っているようでした。これがドイツ式の

「四角いラウンドテーブル法廷」だったのです。私がドアを開けたので、中の人達が一斉にこちらを見ました。どの顔にも「何の用だ。邪魔をするな」と言わんばかりの表情が読み取れました。法律家でありながら、私には敢えて入室をするだけの勇氣が出ませんでした。次に、家庭事件の法廷に公開の表示がしてあったので、恐る恐るドアを少し開けてみました。同じく四角のラウンドテーブル法廷でした。こちらを振り向いた関係者の視線は、前よりももっときつく感じられました。勿論、入室は諦めました。

新たに気付いたこと

ラウンドテーブル法廷は、円卓であろうが角卓であろうが、その構造は、密談とまではいかなくても関係者だけの協議用であり、その構造自体が部外者を拒絶する作用を持っているというのがドイツでの経験に基づ

く新発見でした。ドイツでは、私は事件関係者ではなく、純粹の傍聴者の立場でした。その立場に立ってみると、普通の法廷には抵抗感なく入るが、ラウンドテーブル法廷には近づきにくいことが分かりました。また、この法廷に無理に入室したとしても、傍聴席とテーブルが目と鼻の先では、居心地が悪くてたまらないだろうという気がします。

考えてみると、従来の法廷は儀式張っており、傍聴席との間に仕切りなどもされています。それだけに第三者がかえって入室しやすく、居心地も悪くない構造になっているのです。

最近、わが国の各地で「法廷ウォッチング」活動が盛んになりました。市民がいざという時の権利保障をしてくれる筈の裁判所に興味を抱くようになってきたのです。大変好ましい傾向ですが、ラウンドテーブル法廷は、そのままではウォッ

チングになじまない感じがします。

現在、民事訴訟法の改正作業が行われています。法廷構造の改革はその一環をなすものです。しかし、裁判に興味を抱く市民が気軽に傍聴することができない構造の法廷では、はたして「国民に親しまれる民事訴訟」のキャッチフレーズにそうのかどうか甚だ疑問です。

ラウンドテーブル法廷を導入するのであれば、衆知を集め、工夫をこらして、傍聴者が入りやすい、公開原則が実質的に保障される構造、配置にしなければならぬと思います。もし、これがどうしても難しいようなら、むしろ、今の法廷の裁判官席の高さを下げ、ドイツのように同じ平面にするだけにして、あとは、その法廷の使い方を工夫する方が良いのではないかと、というのが現在の私の感想です。



「人権救済基金」の実現を

尾 藤 廣 喜

■人権救済基金とは■

現在、京都弁護士会で制度を検討中の制度です。この基金の目的は、社会的弱者や経済的弱者のさまざまな法律問題に援助を行って、その権利を擁護し、社会正義を実現することにあります。

例えば、一人一人の訴訟の額は小さいけれども、多数の人が同様の被害を受けており、この回復を求める裁判が社会的な意義の大きい消費者問題、女性や子どもの権利に関する法律問題、障害者や高齢者など社会的なハンディのある人が法の矛盾を訴え、それによって制度のあり方が変わる可能性がある裁判など。その他

な社会的な意義を持っている事件を、全て個々の当事者の負担で訴訟等を行えということは、実質的に社会的な不正というべきでしょう。

現在、経済的弱者のための裁判援助制度として、法律扶助制度がありますが、法律扶助は、収入が一定程度以下の人のみを対象としていますし、あくまでも「勝訴の見込み」が要件となっています。また、扶助した費用を後日返還することが原則となっているなどの限界があります。そのうえ、この制度自体が今、深刻な財政危機の状態にあり、新規の事業をさらに拡大していくことは、困難な状態です。

現在、これらの公益的な事件は、弁護士の個々人のボランティア精神によって支えられているのであり、ボランティアとしてこれらを担う弁護士の数をもっと増やしていけば足りるので

はないかという意見もあります。

しかし、ボランティア精神で事件を受任していくことには、経済的にも人的にも限界があり、そのみで多様な事件をしかも有効適切に制度的に処理していくことは不可能というべきでしょう。

また、ボランティアとしての対応のみでは、これらの公益的な法律問題への対応の必要性を広く市民に訴えていくことはできません。既に、札幌や岡山、東京などでは、これと同趣旨の「基金」が発足し、活発な活動を行っています。

■財源をどうするか■

問題は、この「基金」の財源をどう捻出するかです。幸いにも、この「基金」の趣旨に賛同し、消費者問題を担当した弁護士等から拠出金の協力が予定されています。

しかし、この制度を広く市民的に認知してもらうた

めには、弁護士だけではなく市民や企業等でこの制度に理解と協力を得られる方々から、寄付等を積極的に受ける必要があります。アメリカで同様の制度として「公益事件」制度があり、企業もアメリカの民主主義を支える重要な制度として、積極的にこれを支援しています。

また、これら公益的事件の制度的保障は、地域住民の福祉を増進すべき地方自治体の責務でもあり、自治体の経済的協力も求められるべきです。

さらに、根本的には、この基金制度や法律扶助制度に対する国の助成を義務づけることも必要です。

誰もが平等に法律を利用でき、立法や政策改変に参加できることこそ、民主主義の基本を保障するものです。

そのために、人権擁護基金の早期の実現が待たれています。



環境保護と法の役割

山崎 浩一

● 神々しい朝

昨年の晩秋のある朝の出来事でした。珍しく朝から風が紅葉したケヤキの枝を激しく揺らしていました。前方に、木立が少しまばらになり、陽光がスポットライトのように差し込んでいる場所がありました。その瞬間、一斉に紅葉が散り始めたのです。あまりに唐突に何の惜しげもなく。赤や黄色の葉が朝口に輝きながら舞い散る光景からは、まるでキラキラという音が聞こえて来るようでした。まさに神々しいと感じた瞬間でした。

このような心をふるわせてくれる情景は、金銭に換えることのできないもので

す。その時、このような価値を守ろうとすると法的にはどう考えたらよいのだろうかという疑問がふと頭をよぎりました。

● 開発と環境

環境と開発の問題では、まさしく経済的な問題と金銭に換えられない価値との対立が起きますのです。

しかも、様々な利害が対立するうえ、哲学的な問題を含むので法的に解決することは相当に困難です。

僕自身、弁護士会内の委員会でのような問題を扱うようになり、法的にどのような方策を社会に提起すべきか考えるようになりました。

最近、特に京都のまちの

あり方についての議論が活発になされています。

京都らしい低層の日本家屋が連担するまちこそ望ましいという意見、近代的な高層建築物がたち並ぶ活気のある町がいいという意見等まさしく百人百様です。

では、法的にどのように考えるべきか。デブリン卿のいうように、法（正義）が社会における良識人のコンセンサスであるとすれば、まちづくりの問題にコンセンサスはありうるのでしょうか。

● 合理的決定システム

僕は今のところこう考えています。日本ではまちづくりのあり方に関するコンセンサスを作るシステムがそもそも存在していない。だから、まずそのルールを法的に整備し、そのうえで除々に形成されるコンセンサスに法的効力を与えることが必要ではないか。

景観を例にとっても、景観は個々人の美的感覚の問

題だから法的に規制することは無理だという意見があります。しかし、著名な建築家の大谷幸夫教授のいうように、景観は、都市の顔であり、都市の健康状態を表している。景観は単に個人の好みの問題ではなく、良好な環境の保障の問題であるという考え方からすれば、自ずと景観規制の方向性も実りある議論が可能となると思われます。

日本に欠けているのは、まちづくりに関する正確な資料を公開し、行政と市民があるべき方向を議論していくというシステムです。具体的には、①環境アセスメントの充実、②情報公開、③住民の主体的参加の保障、④地方分権の四つの制度が不可欠です。

● アメリカとの比較

大野輝之著「都市開発を考える」（岩波新書）にはアメリカの進んだ環境アセスメント、情報公開、住民参加システム、そして、ア

メリカの都市計画担当者が住民の参加を得て決定した計画ほど素晴らしいと述べていることが紹介されています。

環境アセスメントが法的に義務づけられていないうえ、任意的に行われる環境調査も計画にお墨付を与えるためとしかいいようのない杜撰なものであるとか、徹底した住民不信から情報を公開しようとしないう行政など、日本の現状をアメリカの実情と比較して出るのは溜め息ばかりです。

アメリカのシステムの発展には、実は裁判所の積極的な姿勢が寄与したのことです。日本の裁判所も行政のお墨付き判決ばかりでなく、過去、事業の必要性ばかりに目を奪われて環境の重要性に対する評価を誤ったとして事業計画を取り消した日光太郎杉事件のような見識のある判決が今口特に求められているのではないでしょう。



離婚慰謝料の存廃について

杉本孝子

国における潮流ともなっています。

夫婦の結婚生活が破綻し、

止むなく離婚となったとき、慰謝料を請求できる場合のあることは周知のとおりです。この慰謝料は、本来、

相手の有責な行為によって離婚を止むなくされたことによる精神的苦痛を賠償するもの、といわれています。

我が国の離婚法は、自己に非がなければ離婚されることはなく、また、責任ある方からの離婚請求は認められない（このような離婚法のあり方を、「破綻の原因がいずれにあったかを問わず、破綻していれば離婚を認める破綻主義」と対比して、有責主義といわれています）という意味で、責任のない者を離婚から保護

してきました。これと相俟って、慰謝料制度は、離婚に際しての給付の面からも、無責者を保護する役割を果たしてきました。

しかし、夫が有責であるということだけで夫からの離婚請求が認められないわけではない、との最高裁判所の判決が昭和六二年に出され、長期間の別居が続いた夫婦は、子供の問題や離婚後に置かれる妻の状況などを配慮した厳しい条件の下に、有責者とされる夫からの離婚請求も認められ得る途が開かれたことは、知られるところです。破綻主義を徹底して、何年か別居が続けばそれだけで離婚が認められる傾向は、欧米諸

ところで、破綻主義を貫いていけば、いずれが有責であったかを問わずに離婚が認められる以上、離婚給付の場面でも、いずれに非があつたかを問題とする慰謝料は廃止した方が相当である、との考えが出され、

現に、米、独、英などのかなりの国で、廃止の方向となつていきます。そして、日本における立法論としても、多くの学者の方々から廃止相当と主張されています。

破綻は一般に日常生活の積み重ねによって生じるもので、結果的に現れた現象から、一方が専らまたは主として有責である、とするのは不当であるとか、複雑多様な事由が継続的に発生し、不法行為を特定することや責任割合を評価することが困難である、など、普通の不法行為とは異なるという性格・特徴からの問題

点が指摘されます。また、これを訴訟として公開の法廷で審理することの不合理や互いに傷つけ合う弊害も理由とされ、このように問題の多い慰謝料より、清算や扶養面を充実させる方向でもっと検討すべきであるとされます。

昨年一月、「家族八社会と法V学会」（昨年は九州大学が会場）において、実務家の意見を聴く趣旨で報告を求められました。私は、裁判官をしていた者の実感を基に、結論的には、日本の近い将来の立法論として、離婚慰謝料を廃止することに賛成できない旨の報告をして参りました。

もっとも、慰謝料廃止などんでもない、との考えから、学者の方々の論文を読むうち、次第に、いずれに非があつたかの攻防を止して、他の補償を充実させる方が相当、との国民意識が普及し、これを裏付ける

だけの手当が可能であれば、それは理想的であろう、とは思ふようになりました。

日本では、離婚についての破綻主義そのものが抵抗なく受け容れられるにまだ至っておらず、まして、有責者からの離婚を認めるのであれば、給付でこそ責任を評価しなければ、ということにもなりそうです。原則離婚禁止から破綻主義を採り入れる方向に動いてきた欧米と違って、原則離婚自由で、協議離婚が離婚全体の九割を占める我が国では、国民性の相異もさることながら、野放しともいふべき協議離婚への影響も気になります。

ただ、結論として慰謝料制度の廃止に賛成できないとしても、これまで当然に思っていること自体を吟味し、廃止の考えもふまえ、離婚法制度として、どのようなあり方が相当かを検討していくことは、とても重要に思っています。

かもがわ講座

「略式手続き」について

昨年「金丸問題」

で「上申書」とともに、略式裁判という言葉が何度も報道されましたが、略式裁判という言葉はあまりなじみがないのではないのでしょうか。

罪を犯した人が裁判を受ける場合、本人は裁判所に行くことなく、非公開の書面審理で刑が言渡される特別の簡易な手続きのことを、略式手続きと呼んでいます。

簡易裁判所の管轄に属する事件で、五〇万円以下の罰金または料金を言い渡す場合に限り、利用できます。

略式手続きは、検察官が簡易裁判所に起訴する際、予め説明を受けた被疑者がこの手続きによることに異議がない旨を明らかにした書面を添付します。

この請求を受けた裁判所

は、その事件が略式命令をすることができないものであったり、または、これをするのが相当でないと考えるときは、通常の審判をしなければならぬ、とされています。

全体の刑事裁判の九〇％以上は略式裁判で処理されており、知られていない割には重要な機能を営んでいるのです。

